部長及び参事官　　捜一発第５０号
殿　　（地域・刑企）
所属長　　令和６年３月18日
５年保存（口訓）
本部長

移動警察に係るすり事件の発生連絡及び発生地不明の窃盗事件に係る被害届の取扱い等について（通達乙）

すり事件は、列車等の交通機関において複数の他府県警察の管轄区域にわたって発生する場合が多いところ、移動警察に係るすり事件の発生連絡及び発生地不明窃盗事件の被害届を受理した場合の措置については、下記のとおりとするので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、「移動警察に係るすり事件の発生連絡及び発生地不明の窃盗事件に係る被害届の取扱い等について（通達乙）」（令和元年６月19日捜一発第162号）は、本通達の実施に伴い廃止する。

記

１　移動警察に係るすり事件の発生連絡

移動警察に係るすり事件を認知した場合は、別記様式第１号により県本部捜査第一課盗犯係に速報すること。

２　移動警察に係る発生地不明窃盗事件の被害届を受理した場合の措置

移動警察に係る発生地不明の窃盗事件については、

○　被害者が列車、バス、船舶、航空機等の交通機関（以下「列車等」という。）に乗車、乗船、搭乗（以下「乗車」という。）中に被害を認識した場合には、認識後、当該列車等が最初に停車、寄港等する駅、バス停留所、港、空港等（以下「駅等」という。）を管轄する署

○　被害者が列車等に乗車中に被害に遭ったが、乗車中に被害に気付かず、列車等から下車、下船、降機等（以下「下車」という。）した後に被害を認識した場合には、下車した駅等を管轄する署

○　被害の認識又はその他の事情により、被害の時点を特定できた場合、当該特定の時点以降、最初に停車、寄港等する駅等を管轄する署

を犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号）第78条第１項に規定する「その他の適当な警察」として運用することを基本とする。

3　被害者に対する移送又は引継ぎ先等の教示

移動警察に係るすり事件及び発生地不明窃盗事件の被害届を受理した署が、当該事件を他の署に移送又は引き継ぐ場合には、被害者に対して、移送又は引継ぎの理由と移送又は引継ぎ先を教示すること。